

指定管理者制度の概要

長野県総務部行政改革課

平成15年9月に地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）（以下「改正法」という。）が施行され、公の施設の管理について、適正かつ効率的な運営を図ることを目的に指定管理者制度が創設されました。

これに伴い、改正法の施行の際、改正前の地方自治法 244 条の2 第3項の規定に基づき管理の委託を行っていた公の施設については、改正法の施行後3年以内（平成18年9月）に指定管理者又は県直営による管理に移行することとされました。

1 公の施設とは

公の施設とは、住民福祉の増進を目的として、住民の皆様にご利用していただくため、地方公共団体が設ける施設です。（例：公園、文化会館、スポーツ施設、社会福祉施設等）

2 制度導入の趣旨

多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ります。

指定管理者制度の導入により、以下のようなメリットが期待されます。

利用者のニーズに柔軟な発想で対応することで、より質の高いサービスの提供が期待されます。（例：利用者のニーズに合わせた利用時間の延長や休館日の変更等）

特色のある事業を自主的に企画し実施することで、施設の魅力がアップし、利用の促進が図られます。

民間事業者のノウハウを活用し効率的な施設運営を行うことで、管理運営経費の縮減が期待されます。

3 制度の比較

区分	新（指定管理者制度）	旧（管理委託制度）
管理運営主体	法人その他の団体であって、議会の議決を経て当該普通地方公共団体が指定するもの（対象には民間事業者等が幅広く含まれる）	・普通地方公共団体が2分の1以上出資している法人 ・公共団体 ・公共的団体 （条例で規定）
指定・契約等	県が指定管理者に管理権限を委任 ・指定は行政処分（協定の締結） ・使用許可も含めて管理が可能	県が受託者へ管理委託 ・県と管理受託者との委託契約 ・使用許可など行政処分を委託することは不可
指定（委託）期間	期間を定めて指定	規定なし
利用料金（使用料）	利用料金は指定管理者の収入	使用料は県の収入（注）

注）管理委託制度時も管理受託者の収入となる利用料金制の採用は可能であったが、長野県の公の施設においては使用料として徴収し県の収入としていました。

4 権限の範囲

指定管理者は、条例の定めにより施設の使用許可を行うことが可能ですが、使用料の強制徴収（法第231条の3）や不服申立てに対する決定（法第244条の4）、行政財産の目的外使用許可（法第238条の4第4）等、使用許可以外の行政処分権限を代行することはできないこととされています。

5 業務の範囲

利用者へのサービス向上及び経費縮減が図られるよう、施設の設置目的や態様等に応じ使用の許可まで含めるかどうかも含めて、施設ごとに業務範囲を定めます。

6 指定の手続き

指定の申請に当たっては、公募により複数の申請者から事業計画書の提出を受けることが望ましいこととされています。ただし、指定管理者として特定の者しか公の施設の管理を最も効率的かつ効果的に行うことができないと認められる場合などは、複数の者から選定することなく指定管理者を指定することもできます。

地方公共団体は、指定管理者応募者から提出される事業計画書等を審査の上、指定管理候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として告示します。

7 指定管理者の選定基準

指定管理者の選定基準は、条例に規定されている次の事項を基本とし、施設ごとに必要な審査項目を設定します。

県民の平等な利用が確保されること。

事業計画書の内容が、施設の効用を最大限発揮するとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

事業計画書の内容の確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有すること。

8 指定期間

指定期間について、法令上特段の定めはありませんが、施設の目的や実情等に合わせ適切な期間を設定します。なお、指定期間の設定に当たっては、効率的・効果的な管理運営や競争性の確保といった点などに留意します。

9 指定管理料

指定管理者が管理を行うために必要な経費は、以下の5通りの方法により調達することになります。

全て利用料金で賄う。

全て設置者たる地方公共団体からの支出金で賄う。

一部を利用料金で、残りを設置者たる地方公共団体からの支出金で賄う。

一部を利用料金で、残りを設置者たる地方公共団体及び指定管理者からの支出金で賄う。

一部を利用料金で、残りを指定管理者からの支出金で賄う。

10 適正な管理の確保

(1) 事業報告書の提出

指定管理者は、毎年度終了後、事業報告書を地方公共団体に提出します。

- ・ 業務の実施状況や利用状況
- ・ 料金収入の実績や管理経費等の収支状況等
- ・ 指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項

(2) 地方公共団体による指示等

地方公共団体は、公の施設の管理の適正を期するため指定管理者に対して以下の指示等を行なうことができます。

- ・ 業務又は経理の報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をします。
- ・ 指定管理者が指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定を取り消し、期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じます。